



新潟市新用途地域素案まとまる

目次

- 1面……地元説明会の日時・会場
- 2面……市新用途地域素案図
- 3面……市新用途地域素案の概要
- 4面……新用途地域の建築用途制限等

平成4年の都市計画法および建築基準法の改正により、新用途地域制度が定められました。

これにより、住居系の用途地域が現行の3種類から7種類に細分化され、全体として8種類から12種類の用途地域に変わります。下の「表1」をご覧ください。

新用途地域への切り替えは、遅くとも平成8年6月までに行われることになっています。

それまでは、現行の用途地域の規定が引き続き適用されます。

市では、法改正に伴い新用途地域制度をテーマに各地区で「まちづくり塾」の開催やパンフレットの作成など、法改正の背景と新用途地域制度の内容などについて市民の皆さんに紹介するとともに、新用途地域への切り替えに向けた作業を進めてきました。

地元説明会の日時・会場

日	時	会場
1月27日(金)	午後2時から	赤塚連絡所
	午後7時から	中野小屋連絡所
1月30日(月)	午後2時から	南浜連絡所
	午後7時から	北地区公民館
1月31日(火)	午後2時から	西コミュニティセンター
	午後7時から	西地区事務所
2月1日(水)	午後2時から	大江山農村環境改善センター
	午後7時から	濁川連絡所
2月2日(木)	午後2時から	坂井輪地区公民館
	午後7時から	五十嵐中学校
2月3日(金)	午後2時から	大形連絡所
	午後7時から	下山小学校
2月6日(月)	午後7時から	東地区公民館
2月7日(火)	午後7時から	坂井輪小学校
2月8日(水)	午後7時から	有明福祉会館
2月9日(木)	午後7時から	北部総合コミュニティセンター
2月10日(金)	午後7時から	小針中学校
2月13日(月)	午後2時から	関屋地区公民館
	午後7時から	白山小学校
2月14日(火)	午後2時から	中地区コミュニティセンター
	午後7時から	木戸中学校
2月16日(木)	午後2時から	シルバーピア石山
	午後7時から	東新潟中学校
2月17日(金)	午後2時から	鳥屋野地区公民館
	午後7時から	新潟小学校
2月20日(月)	午後2時から	石山地区公民館
	午後7時から	上山中学校
2月21日(火)	午後2時から	中地区公民館
	午後7時から	紫竹山小学校
2月23日(木)	午後2時から	両川連絡所
	午後7時から	菅野木地区公民館
2月24日(金)	午後2時から	山瀬会館(長瀬)
	午後7時から	市役所 第2分館

1 新用途地域素案の地元説明会を開催

このたび、市の「新用途地域素案」(以下「素案」という)がまとまりましたので、素案の地元説明会を開催し、皆さんのご意見等を参考に市の「新用途地域案」をまとめ、県に提出する予定にしています。

(新用途地域素案図は2面見開きに、切り替え手順は3面「3 新用途地域への切り替え手順」をご覧ください。)

説明会の開催期間

1月27日から2月24日まで

「素案」の説明会を右のとおり開催いたします。最寄りの会場にご来場ください。なお、説明会には、本「特集号」をお持ちください。

説明会に出席できない人などのために、下記のとおり「素案」を掲示します。

- 掲示期間 2月20日から3月3日まで(土・日曜日を除く)
午前8時半～午後5時15分
- 掲示場所 市役所第1分館 301会議室

※(1)説明会は、1時間半程度を予定しています。
(2)各会場とも駐車台数に限りがありますので、車でのご来場はご遠慮ください。

＝表1＝

法改正による用途地域の細分化

	現行用途地域	新用途地域
住居系	②第二種住居専用地域	●第一種中高層住居専用地域 中高層住宅の良好な環境保護のための地域 (新設：単独事務所、中規模以上の店舗等が制限される)
		●第二種中高層住居専用地域 主として中高層住宅の良好な環境保護のための地域 (現行の第二種住居専用地域とおおむね同じ)
	③住居地域	●第一種住居地域 住宅の環境保護のための地域 (新設：大規模な店舗・事務所の立地は制限される)
		●第二種住居地域 主として住宅の環境保護のための地域 (現行の住居地域とおおむね同じ)
商業系	④近隣商業地域	●準住居地域 専ら施設等と住宅が隣接して立地する地域 (新設：一定規模の自動車修理工場等の立地も認められる)
		●近隣商業地域 近隣の住宅地の住民のための店舗・事務所等の利便の増進を図る地域
工業系	⑥準工業地域	●準工業地域 環境の悪化をもたらさずおそれのない工業の利便の増進を図る地域
	⑦工業地域	●工業地域 主として工業の利便の増進を図る地域